

「林務関係工事における熱中症対策に資する現場管理費率補正の試行要領」（令和5年5月8日付け5農総第76号農林総務課長通知）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 用語の具体的な内容は、次のとおりである。</p> <p>(1) 真夏日 日最高気温が30℃以上の日又は暑さ指数(WBGT)が25℃以上の日をいう。 <u>なお、不稼働日は工期内の真夏日に含めないものとする。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第3条 実施方法は次のとおりとする。</p> <p>(1) 受注者は、工事着手前に、工事期間中における気温等の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督員へ提出する。</p> <p>(2) 気温等の計測方法については、工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所又は地域気象観測所(以下「地上・地域気象観測所」という。)の気温の計測結果若しくは環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議の上、工事現場から最寄りの気象庁の地上・地域気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果若しくはJIS B7922に準拠した電子式湿球黒球温度指数計(精度区分クラス2以上)により測定した値を用いることもできる。</p> <p>(3) (削る。)</p> <p>(3) 受注者は、監督員へ計測結果の資料を提出する。</p> <p>(4) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料をもとに真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し、設計変更を行うものとする。なお、「森林整備保全事業設計積算要領」第6-1-(2)-イ-(ウ)-aと合わせて適用する場合の補正値の上限は、2.0%とする。</p> <p>補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数[*]</p> <p>※ 補正係数：1.2</p> <p>附則 この要領は、令和5年5月8日から施行する。 この要領は、令和8年4月1日から施行する。 <u>この要領は、令和8年6月1日から施工する。</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 用語の具体的な内容は、次のとおりである。</p> <p>(1) 真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第3条 実施方法は次のとおりとする。</p> <p>(1) 受注者は、工事着手前に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督員へ提出する。</p> <p>(2) 気温の計測方法については、工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所又は地域気象観測所(以下「地上・地域気象観測所」という。)の気温の計測結果を用いることを標準とする。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議の上、工事現場から最寄りの気象庁の地上・地域気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることもできる。</p> <p><u>(3) (2)の気温の計測結果は、次の算定式により補正を行うものとする。ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式によりがたい場合は、監督員と協議の上、補正方法を決定するものとする。</u></p> <p><u>【算定式】</u> 補正後の気温(℃) = 気温(℃) - 標高差(m) × 0.6 ÷ 100(m) ※補正後の気温は、小数点第2位四捨五入1位止めとする。 ただし、標高差(m) = 工事現場の標高(m) - 計測箇所の標高(m) <u>(気温計の高さが分かる場合は計測箇所に加算すること)</u></p> <p>(4) 受注者は、監督員へ補正後の気温の資料を提出する。</p> <p>(5) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料をもとに、<u>工期中の日最高気温から</u>真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し、設計変更を行うものとする。なお、「森林整備保全事業設計積算要領」第6-1-(2)-イ-(ウ)-aと合わせて適用する場合の補正値の上限は、2.0%とする。</p> <p>補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数[*]</p> <p>※ 補正係数：1.2</p> <p>附則 この要領は、令和5年5月8日から施行する。 この要領は、令和8年4月1日から施行する。</p>